

各務原市総合教育会議運営要領

(平成27年5月14日決裁)

(総則)

第1条 各務原市総合教育会議（以下「会議」という。）の運営は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「法」という。）に規定するもののほか、この要領の定めるところによる。

(招集)

第2条 市長は、法第1条の4第3項の規定により会議を招集しようとするときは、あらかじめ会議の場所及び日時並びに会議において協議又は調整すべき事項を教育委員会へ通知するものとする。

2 市長は、前項の通知を行ったときは、遅滞なく、当該通知に係る事項を、公表するものとする。

3 前項の規定は、第1項の通知に係る事項を変更した場合（会議を中止した場合を含む。）について準用する。

(議事進行)

第3条 会議の議事進行は、市長が行う。

(会議の傍聴)

第4条 会議の傍聴について必要な事項は、別に定める。

(議事録)

第5条 市長は、法第1条の4第7項の議事録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 開会及び閉会に関する事項

(2) 出席者（傍聴人を除く。）の氏名

(3) 協議又は調整に係る事項及びこれに関する出席者の発言

(4) その他市長が必要と認めた事項

2 市長は、議事録を作成したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

(事務局)

第6条 会議の事務局は、教育委員会事務局総務課に置く。

(雑則)

第7条 この要領に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、市長が会議に諮って定める。

附 則

この要領は、決裁の日から施行する。